

「佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例施行規則の一部改正について」に寄せられた意見と市の考え方について

(1) 意見募集結果

募集期間	平成29年12月4日から 平成29年12月18日まで
意見募集結果	意見提出者 1名 意見数 1件
意見に対する対応	意見を参考に案を修正したもの 0件 原案のとおりとしたもの 1件

(2) 意見の内容と市の考え方

No.	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案の修正の有無
1	<p>今回の条例施行規則の一部改正は近隣市町村に比して遅きに失している感があるが、それでも神門地区の問題をきっかけとして全市的な再生土等に対するものであるので基本的に賛成である。</p> <p>但し、(1)の項目を読んでいると心配になることがある。特に気になるのは①と③である。周知のように土地は単独で存在しているものではない。雨水も隣接地に流れ込むし、地下水を通じてより広範な土地に広がる。風等による土埃も近隣の土地は言うに及ばずかなり遠くまで飛散する。そうになると①と③で除外規定が抜け穴になる恐れが出てくるのではないだろうか。</p> <p>佐倉市は総合計画で過去から「自然、文化、歴史」を強調してきた。土地は自然の重要な構成要素の一つである。再生土等で佐倉の自然を壊してほしくないなので、例外についても気を抜かないようお願いしたい。</p>	<p>許可が不要な特定事業につきましても、安全基準に適合しない土砂や再生土等を使用するの埋立て行為は禁止となります。</p> <p>さらに、許可が不要な案件につきましても、適正な事業を行っているか注視してまいります。</p>	無